

BROWNIE 利用にあたり 1

(タブレット PC オリエンテーション)

平成 28 年 4 月 14 日

① ユーザ ID とパスワード

校内のコンピュータ・ネットワーク（以降 BROWNIE）を利用するために、ユーザ ID とパスワードは厳格に管理してください。「知られない」「教えない」「使わせない」を徹底してください。

② 充電

タブレット PC は学習ツール（文具）として日常的に使用します。毎日家庭で充電するようにしてください。

③ 破損

原則 App 社等の修理保険には加入していません。破損時は高額な修理費が想定されます。タブレット PC には指定の衝撃吸収ケースを装着し、折曲げ・落下・水没等には十分に注意してください。特に自転車のカゴには注意してください。

④ 紛失

学校で利用しない場合や移動教室など、席を外すときは必ず個人ロッカに入れ施錠し厳重に保管してください。（鍵は各自購入してください）

⑤ デジタルデバイス

充電器以外のデジタルデバイスを許可なく接続しないようにしてください

⑥ インストール

タブレット PC を授業で円滑に利用するために、むやみにアプリをインストールしないようにしてください。必要に応じ、アンインストール等を指示する場合があります。

⑦ メンテナンス

セキュリティ対策やアプリ設定などのために、一時的にタブレットを回収し、一斉もしくは個別に設定を行う場合があります。

⑧ 報告

BROWNIE の異変や不正利用に気付いた場合は、直ちに教職員に知らせてください。

⑨ 制限

アダルトサイトや年齢制限付きアプリ等、高校生として不適切と判断されるリソースへのアクセスを一定程度制限しています。

（特に、タブレットへの SNS やゲーム系アプリのインストールについて）

タブレットへの SNS やゲームのインストールは可能です。一方、BROWNIE はそれらのアプリをインストールした時点で、その操作を行った端末を特定しています。

⑩ 指示

BROWNIE 利用者は、授業担当者・教職員及び学校が管理を委託した人物からの指示に従ってください。

⑪ 利用マインド

- 人を傷つけない
- 探究心を持つ
- 良質な相乗効果を求める



※BROWNIE（ブラウニー）：スコットランドや北部イングランドの伝説上の妖精のひとつで、民家に住み着き、家人のいない間に家事や家畜の世話をするなど、人間の手助けをすると言われていた。京都工学院高校のネットワークを円滑に運営し、人知れず学習をサポートする存在として命名

BROWNIE 利用にあたり 2
(PC 室・CAD 室 利用オリエンテーション)

平成 28 年 4 月 14 日

- ① ユーザ ID とパスワード
校内のコンピュータ・ネットワーク（以降 BROWNIE）を利用するために、ユーザ ID とパスワードは厳格に管理してください。「知られない」「教えない」「使わせない」を徹底してください。
- ② 教室
飲食は禁止です。
履物は上履きで利用することができます。
利用後の清掃を徹底しましょう。
- ③ メール等
身に覚えのないメール（添付ファイル等も含む）は開かないようにしてください。
- ④ 印刷
印刷は生徒のみではできません。必ず教職員の指示で実施してください。
- ⑤ 教員の同伴
PC 室ならびに CAD 室は生徒のみの利用を許可しません。教員の同伴が必要です。
- ⑥ 外部ストレージ
ラップトップやデスクトップにインターフェイスを持つストレージデバイスの接続は禁止です。
例：USB メモリ、SD カードやそのリーダー、デジタルカメラ等
- ⑦ ネットワークフォルダ
参考フォルダ、提出フォルダ、個人フォルダ等の使用にあたっては、不要なファイルを保存しないようにしてください。整理整頓を心掛けてください。
各フォルダは容量制限をしています。
- ⑧ メンテナンス
セキュリティ対策やバックアップ等のために、一時的に BROWNIE を停止することがあります。
- ⑨ セキュリティ
利用資格がない校内外のすべてのコンピュータ・ネットワークに対し、不正にアクセスしようとしてはいけません。
コンピュータ・ネットワークの設定を変更してはいけません。
例：各種ケーブルを抜差しする等
- ⑩ 報告
BROWNIE の異変や不正利用に気付いた場合は、直ちに教職員に知らせてください。
- ⑪ デジタルコンテンツへの接続
社会的・教育的に有害と判断されるデジタルコンテンツに接続しようとしてはいけません。
例：性的・暴力的表現があるサイトの閲覧等
- ⑫ 指示
BROWNIE 利用者は、授業担当者・教職員及び学校が管理を委託した人物からの指示に従ってください。

<p>知っていますか？</p> <p>プロバイダ責任制限法 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)</p>	<p>第四条 (抜粋)</p> <p>特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る<u>発信者情報</u>(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の<u>開示を請求</u>することができる。</p> <p>一 侵害情報の流通によって。。(省略)</p> <p>二 当該発信者情報が。。(省略)</p>
---	---